

令和5年4月12日

保護者の皆様

草津市立草津小学校
校長 中村 真理子

台風など非常変災における非常措置について（お知らせ）

平素は、本校教育に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、台風・豪雨・地震等、非常変災時の対応につきましては、下記の通りといたします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 県下一斉に臨時休校になる場合

テレビ、ラジオ放送、気象庁のホームページ等により、
午前7時の時点で草津市を含む地域に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令されているとき。

※「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」では、県下一斉の臨時休校になりませんので、ご注意ください。

2 草津市教育委員会ならびに学校長の判断で、臨時休校あるいは始業・終業時刻が変更となる場合

一斉メール配信システムと草津小学校ホームページ（可能な限り）で発信。

※登校後、暴風警報が発令された場合には、いつもより早く下校することがあります。
※登校後、特別警報が発令された場合には、草津市教育委員会の指示を受けて対応します。

3 地震の場合

震度5弱以上のとき

- 登校日の前日17時以降から始業開始時間（8時20分）までの間に、
草津市で震度5弱以上の揺れを観測した場合、臨時休業とします。
- 登校中の場合、学校または自宅に近いほうへ避難します。
登校した児童は、その後、保護者へ引き渡しを行います。

震度4以下のとき

- 原則、平常通り授業を行います。
- 保護者の皆様は、通学路の状況等を考慮いただき、安全と判断されてからお子様を登校させてください。

※上記1・2・3いずれの場合も、学校からの電話連絡はいたしません。
上記基準に則って判断をお願いいたします。